

平成 26 年度 第 1 回愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時 平成 26 年 7 月 23 日（水）10：00～12：00

場 所 県議会議事堂 4 階総務企画国体委員会室

出席委員 12 名(敬称略)

会 長 桐 木 陽 子 松山東雲短期大学教授
副会長 壽 卓 三 愛媛大学教育学部教授
委 員 亀 岡 マリ子 前(公財)えひめ女性財団常務理事
〃 窪 川 昌 平 NHK松山放送局放送部長
〃 長 尾 由希子 聖カタリナ大学准教授
〃 藤 田 由 美 (一社)愛媛県建設業協会女性部部会長
〃 堀 田 真 奈 公募委員 (NPO法人代表理事)
〃 村 上 一 郎 愛媛県PTA連合会会長
〃 安 田 俊 一 松山大学経済学部教授
〃 藪 真智子 愛媛県商工会議所女性会連合会理事
〃 山 田 泉 愛媛労働局雇用均等室長
〃 山 本 和 子 松山市立正岡小学校長

1 開 会

○司会 ただいまから、今年度第 1 回目の愛媛県男女共同参画会議を開会します。開会にあたりまして岡田県民環境部長から御挨拶を申し上げます。

2 部長あいさつ

○県民環境部長 県民環境部長の岡田でございます。本日は、お忙しい中、また大変暑い中、御出席を賜りまして本当にありがとうございます。

また、日頃委員の皆様方には、男女共同参画ばかりではなく、県政の各般にわたり格別の御協力を賜りまして、本当にありがとうございます。また、今年度は委員の改選の時期ということもございまして、引き続きの委員の方々も含めまして、委員御就任について、快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。さて、最近の男女共同参画ということで、動きを見ておりますと、国におきましては、御案内のとおり、

「アベノミクス」の第3の矢ということで、成長戦略において、「人材の活躍強化」を柱といたしまして、先月改訂されました「骨太の方針 2014」を見ておきますと、「女性の活躍推進」が、重要な柱として掲げられ、少子高齢化の進展等に伴い労働力人口の減少が進む中で、活力ある社会を作っていくために、やはり女性の力を借りなければならない、こういった形が明確に出されていると思います。その象徴といたしまして、つい最近発表されました中央省庁の人事を見ておきますと、女性幹部が多数誕生いたしまして、時代が確実に変わってきていると、そういう思いもしたところであります。

一方、県におきましては、第2次愛媛県男女共同参画計画におきまして、「意思決定の場への女性の参画拡大」や「家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境の整備」、「労働の場における男女平等の確保」などを主要課題に掲げまして、男女が社会のあらゆる分野において対等にその力を発揮できる社会、この実現を目指しまして、市町とも共に取り組みを進めております。

特に、「女性の活躍」という面におきましては、共働き家庭の支援や女性の人材育成、女性の能力開発、こういった分野に特に力を入れて取り組んでいるところでございます。なお、人事異動ということでは、皆様も御存じでしょうが、この春の県の人事異動におきましても、久方ぶりの女性の部長級職員が誕生しております。

このような状況等を受けまして、委員の皆様方には、引き続きまして、愛媛県の男女共同参画の推進に係ります、貴重な御提言をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

愛媛県は、「媛の国」と呼ばれておりますが、その「媛の国」の名のとおり、愛媛の女性が光り輝く、そういう県になればと、そういう思いの基で、皆様からお力添えをいただきながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

本日はよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○司会 続きまして、桐木会長から御挨拶をお願いいたします。

3 会長あいさつ

○桐木陽子会長 皆様おはようございます。皆様方本当にお暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今年度また新たな委員さんをお迎えして、男女共同参画についていろいろ議論して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございます。今回の会議は4月に委員が改選されたあと、最初の会議となります。今回の改選にあたり、8名の委員の方には、引き続きお引き受けいただくこととなり、5名の方には新たに委員をお引き受けいただきました。それでは、新たに御就任いただきました委員の皆様を紹介させていただきます。NHK松山放送局放送部長の窪川委員でございます。愛媛大学教育学部教授の壽委員でございます。愛媛県建設業協会女性部部会長の藤田委員でございます。松山大学経済学部教授の安田委員でございます。松山市立正岡小学校長の山本委員でございます。

続きまして、引き続き委員に御就任いただきました委員の皆様を御紹介させていただきます。前えひめ女性財団常務理事の亀岡委員でございます。聖カタリナ大学准教授お長尾委員でございます。公募委員でNPO法人ワークライフ・コラボ代表理事の堀田委

員でございます。愛媛県PTA連合会会長の村上委員でございます。愛媛県商工会議所女性会連合会理事の藪委員でございます。愛媛労働局雇用均等室長の山田委員でございます。松山東雲短期大学教授の桐木委員でございます。

あと、本日は所用のため欠席されておりますが、愛媛県漁協女性部連合会長の喜田委員にも、引き続き御就任いただいております。

皆様方、2年間どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、愛媛県男女共同参画推進条例施行規則第13条第2項に基づき、委員の互選により、空席となっております副会長を定めることといたします。

○濱松一良課長 それでは、副会長の互選を行いたいと思います。副会長の互選について、何か意見はございませんでしょうか。

○堀田真奈委員 おはようございます。愛媛大学の女性未来育成センター長、また松山市の男女共同参画会議で委員をされておられ、男女共同参画について精通されている壽委員を是非御推薦したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○各委員 拍手

○濱松一良課長 ありがとうございます。それでは、壽委員を副会長に互選させていただきたいと存じます。どうもありがとうございます。なお、副会長の任期でございますが、本日より委員の任期の終了となります、平成28年3月31日までとさせていただきます。

○司会 それでは壽副会長、副会長席へ移動をお願いします。
それではここで、壽副会長に御挨拶をいただきたいと思います。

○壽卓三副会長 右も左もわからない状態で来たのですが、桐木先生の横に座らせていただけるということで、よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。なお、岡田部長につきましては、公務のためここで退席させていただきます。

当会議は、13名の委員で構成されておまして、定足数は過半数の7名でございます。本日は12名の委員に御出席いただいておりますので、愛媛県男女共同参画推進条例施行規則第14条第2項に基づき、本会議は有効に成立しております。

それでは議事に入ります前に、本日の資料について御確認をお願いします。資料1から4までと、資料6と7を事前に送付させていただいております。また本日配布資料としまして、お手元に資料5、資料6の差し替え、資料6-1、資料7の別紙、資料8、県内事業所における女性活躍推進に関する取り組みについてのプレスリリース、「男女共同参画の実現に向けて」という冊子をお配りしましたが、皆さんお揃いでしょうか。

それでは、愛媛県男女共同参画推進条例施行規則第14条第1項に基づき、これからの進行を桐木会長にお願いしたいと思います。なお、委員の皆様の御発言につきましては、事務局担当者がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通して御発言いただきますようお願いいたします。

それでは桐木会長、よろしくお願いいたします。

4 議 事

○桐木陽子会長 それではお手元の議事に従いまして、事務局の説明をいただきながら、進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、議題1、「平成26年度審議内容スケジュールについて」、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 資料1をお開きください。平成26年度の男女共同参画会議の審議スケジュールの内容でございます。今年度につきましても、本日と11月、来年の3月の合計3回の会議開催を予定しております。

今年度につきましても昨年度と同様、委員の皆様の忌憚のない御意見をいただくため、3回の会議の全てに意見交換の時間を設けることといたしております。

また、第2回の会議では、男女共同参画関連施策の実施状況について把握していただくため、関係各課の担当者に御出席いただきまして、事業ヒアリングを行います。ヒアリング事業の選定につきましては、後ほど議題3にて説明をさせていただきます。また、国の女性の活躍推進に向けた対策への対応も議論したいと考えております。

第3回の会議におきましては、今年度実施いたします事業の実施状況の総括と来年度予定しております第2次男女共同参画計画の中間改定の概要等について、お話ししたいと思っております。

この中間改定の実施のため、今年度、スケジュール表の備考欄にも記載しますとおり、世論調査を実施することとしております。詳細は後ほど御説明させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多用とは存じますが、日程調整等に格別の御配慮をお願いいたします。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。只今の審議内容スケジュールにつきまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、続きまして議題2に移らせていただきます。議題の2、「男女共同参画の現状について」御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2を御覧ください。第2次愛媛県男女共同参画計画の数値指標及びその進捗状況について御説明いたします。男女共同参画計画では、36項目について数値目標を設定し、計画の着実な推進を図ることとしております。数値目標は各部局の関連計画などを基に設定しておりまして、全庁一丸となって数値目標達成に向けた努力をしているところですが、全体では、昨年度、目標を達成したファミリーサポートセンターの設置箇所数を含む7項目が目標を達成しております。そのほかの目標につきましても、引き続き努力をして参る所存でございますので、委員の皆様には引き続き御指導御鞭撻をよろしくお願いいたします。

続きまして、資料3を御覧ください。県の審議会等への女性委員の登用状況についてでございます。県の審議会等への女性委員の登用率につきましては、意思決定の場への女性の参画拡大を図るため重要な数値指標のひとつでありまして、登用率の目標を40%以上として取り組んでおりますが、今月1日現在の状況につきましては、40.5%であり

ます。資料の3ページ目に推移がございいますが、計画がスタートいたしました平成13年度が23.8%でありました登用率が、平成17年度には、34.7%、その後も順調に推移して現在は40%達成という状況ではございます。

しかしながら、直近の登用率は、40%以上ではありますが、40.5%と4月と比較して0.2ポイントダウンとなっております。これは今後の状況によりましては、憂慮すべき事態となる可能性もあります。県としましては今後とも、周知を継続しますとともに、充て職の見直しなど、引き続き女性の登用に積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料4を御覧ください。県の広報広聴課で実施いたしました「県民生活に関する世論調査について」について御説明をさせていただきます。

この調査では、「男女共同参画社会」という言葉の認知度を調査しておりますが、知っているという回答の方が、資料の3ページのところを見ていただけたらと思っておりますが、69.9%でございました。これは前回、2年前の23年度調査と比べて2.4ポイントダウン、前回は72.3%でした。この調査データでございいますが、21年度が66.4%、19年度が71.8%ということで、70%前後で一進一退の動きになっております。県としましても、今回ダウンしたということで、改めて地道な周知の必要性を考えさせられる結果となりましたので、今後、当課から周知する際には、可能な限り「男女共同参画」という言葉を入れることを徹底することとしておりますので、委員の皆様におかれましても、周知について御協力をお願いいたします。

続きまして資料5に移ります。男女共同参画に関する世論調査の実施について御説明させていただきます。当課では男女共同参画計画の改定時期に合わせまして、5年に1度世論調査を実施しております。今回の実施方法ですが、前回と同様、選挙人名簿から無作為抽出した20歳以上の男女2,000名に対し、郵送方式で回答を求めることとしております。調査内容につきましては、資料でお示ししましたとおり、前回、21年度に実施しました調査を基に、前回調査後の本会議での意見や男女共同参画の現状等を考慮いたしまして、かつ、計画の改定に必要な項目を厳選し、文言修正等で対応することとしております。なお、時間等の制約もございまして、本日の会議での審議は省略させていただけたらと思っておりますが、委員の皆様におかれましては、意見がございましたら、この資料の最後に添付させていただいております用紙によろしければ御記入いただきまして、8月1日までにFAX等の手段にて御返送いただければ幸いに存じます。なお、今後の調査内容の修正等については、後日、桐木会長と打ち合せのうえ、進めさせていただきたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。少し資料が多かったので、委員の皆様、目を通すのが大変だと思っておりますが、数値指標、男女共同参画の現状、それから女性委員の登用状況、世論調査に関する御説明がございました。資料4は広報広聴課、という部署による世論調査です。今年度実施するのは、男女参画・県民協働課が主体となる調査でございます。

これまでの説明で何か御意見、御質問などがございましたら、お願いいたします。

○堀田真奈委員 資料3の「県の審議会等への女性委員の登用状況」というところですが、登用率が40%と出ているのですが、女性の委員数というのは実数なのか延べ人数なのかというのが、気になります。というのが、私自身も、各部局の委員をさせてい

ただいていて、幾つかしているので、1人が複数しているのであれば、実際のところ登用率ってどうなのかなと疑問に思うところもありまして、実数というところの把握はあるのかということと、今後女性の委員を増やすために努力していくというのは、具体的にはどういうことをされるのかをお聞きしたいと思います。

○桐木陽子会長 登用状況についてほかに御質問ございませんでしょうか。それではよろしいでしょうか。

○事務局 それでは、御質問の件でございますが、まず一点目、実数なのか延べ人数なのか、でございますが、これについては延べになっております。つまり堀田委員が今御指摘されたように、複数の審議会にしている場合は、カウントが2になっております。これについては、県の方でも、審議会の基準の方で、1人の委員の方が、これは男女に関わらずなんですけれども、多くの審議会に携わるというのはよろしくないということで、一応制限を、5つの審議会という一つの目安を設けておりますので、どんなに多い方でも5つ程度までには絞っているという形にはさせていただいております。理想的には1人1つということになるんですけれども、審議会の趣旨からしてそうもいかないと、やはり有能な方は是非委員になっていただきたいという各課の思いもありますので、そのところは御配慮いただきながら、1人の方が多くの委員にならないようにと、両方の配慮をしながらやっていくという形となっております。

それからもう一点、今後の取り組みにつきましては、県の方でも毎年4月には副知事をトップとしました推進本部会議で全部局の委員の方、部長級の方なんですけれども、集まってお話しして、部局の取り組み状況の説明ですとか、意識の統一を図っていただいて、その中でも、例えば固定的役職で委員に就任されている方の見直しですとか、それ以外にも、委員に推薦いただくところでも役職以外で女性の方を是非登用いただけるような要請ですとか、それ以外にも職員自身の女性の登用に向けた意識の改革ですとかを議論したり、あと市町の審議会においても、市町の会議でも同じように周知を図るとか、それ以外に私どもの方では登用率の調査を定期的実施しております、常に庁内に40%目標を達成するように努力をしていただくということをお願いして実施しておりますので、これにつきましては引き続き地道に周知をしていくということで対応させていただければと考えております。以上です。

○堀田真奈委員 ありがとうございます。

○桐木陽子会長 5つの審議会ということ、そしてまた任期にも最近は非常に厳格に言われ始めています。

○事務局 任期も一応10年までという目安があります。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。山田委員、お願いします。

○山田泉委員 質問というところなんですけれども、県の職員の女性の役付職員の割合が10.8%ということで資料2の方に出ていたんですけれども、この女性の役付というの

ほどのクラスの役職からいうのか、係長からなのか、課長なのか、主任なのかというところがわかれば教えていただきたいんですが。

○事務局 係長級以上を一応対象としております。今このデータで載ってますのが25年4月1日で10.8%となっておりますが、直近の26年4月1日の人事異動で発表されたデータでは11.1%となっております。少しずつですが、着実に20%に向けて進んでおります。

○桐木陽子会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

私からもいいですか、登用率のところ。市町のところのパーセンテージがやはり国、県に比べてなかなか20%台から脱しないという状況が続いているようですが、そのあたりの市町の状況について、市町会議でも啓発を図っているというお話もありましたがその状況、また少しまだ伸び悩んでいるような市町がありましたらその状況をお教えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 市町の状況でございますけれども、一応資料の方に記載しておりますとおり平成25年4月1日の状況で24.7%ということで、県、国と比較するとちょっと率が悪いという状況ではございます。市町別には、本日御用意ができていなかったのですが、毎年、県で年次報告書（えひめの男女共同参画）を作成しております。この中に市町別の登用率の状況を記載させていただいております。そこを見ますと、30%を超えている分を今申し上げますと、松山市、今治市、新居浜市、松前町これが30%を超えておりました。最高が松前町の31.4%となっております。一方低いところにつきましては、10%台前半というところもございまして、町村部の方で低い所がある状況でございます。これにつきましては、地域格差、地域の状況もありますが、私どもも毎年、市町会議で申し上げているのが、「意識的な問題」もあります。先ほど申し上げました、例えば新居浜市は、男女共同参画課という、課組織として立ち上げていて、市町の中では意識もすごく高い方です。一方、町村部で対応されているところというのは部署が総務課ですとか、企画担当課ですとか、一つの係で対応してるところがありますので、そういったところはどうしてもほかの実務に追われてちょっと片手間的になっている部分はあります。こういったところに対しても引き続き周知の継続、意識の高揚を図っていただくようお願いするのが私どもの仕事かなと思っております。この周知は、昨年度、今年度も実施しました。来年度も引き続き登用状況についてはテーマとして取り上げて、女性の活躍促進に繋がるような取り組みを市町の方にも引き続きお願いしていきたいと思っております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。人口構成比の問題などもあるんでしょうけれども、引き続き、なぜ女性の委員を登用するということが意義があるのかということ啓発の中に入れていただき、多様な意見を取り込みながら新しい市町の在り方であるとか、いろいろな行政の在り方を検討することが課題であるということを是非プッシュしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

あと、御質問、御意見ございませんでしょうか。

安田委員いかがでしょうか、初めて御覧になられる資料も多いかと思っておりますけれども、御意見をいただければ。

○安田俊一委員 資料を見ていて違和感というか、警察本部 25%といっても審議会が1つしかないので、目標設定が一律というののもどうなのかなという気もしました。

○事務局 今の御指摘はごもっともでして、この審議会の登用状況というのは部局によって数というのはかなり違います。警察本部は1つです。一番多い部は保健福祉部で43、これだけでも大きな差があるということ。それから警察本部の1つにつきましては、かなり専門性の高い分野である留置施設視察委員会で、4名中で女性が1名ですので、1名増えると50%になってしまいます。この状況について県警の方にお伺いしたところ、女性を2人にしてしまうと、留置施設に入っている男女比が男性9：女性1ですので、50：50にするのも内容的に難しいところもあると御回答いただいております。そういう特殊な事情もありますので、委員御指摘のとおり一律に全て40%以上という訳にもいかないかもしれませんが、引き続き意気込みとしましては持つておいていただく必要があります。こういう事情の方は私ども常に把握をしております、40%達成できない場合はなぜ40%を達成できないのか、こういった把握は当然していかないといけないと考えております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。亀岡委員お願いいたします。

○亀岡マリ子委員 審議会そのものというのはすごく数がありますよね。その中で、以前に聞いたことがあったのですが、県の審議会等のカウントするのは、その中の絞られている分、だから全部が全部ではないと言われたんです。それと、調査の年次報告みたいなものを見ましても、市町の場合も2つありますよね、審議会のところの登用率が。その2つのどちらをしているのかとかいうのが私たちにはわからないんです。警察本部分ですけども、これが今、専門性が高いと言われたんですけど、やっぱり委員に選ぶのに縛りがあるんですよね、弁護士からとか、警察医と言うんですか、お医者さんの中からとか。そういったことがあったりするので、なかなか難しいのがあって、警察の場合にも、ここにカウントされない審議会の中には女性が50%以上いるような審議会もあるんですけども、なかなかそういうところがあってここにカウントされる分というのが縛りがあるので出てきにくいのかなと思っています。

○桐木陽子会長 どうでしょうか。審議会の選定の仕方などを教えていただけますでしょうか。

○亀岡マリ子委員 決まりがあるんですか。ここにカウントするのはこの中っていうのは。

○事務局 御指摘のとおりでございまして、全ての審議会を反映していることではございません。考え方としまして、これもほかの県も一緒なんですけれども、審議会には例えば法律的に定められたものと、それ以外のものがまずあります。それ以外に、内容として、こういった形で外部委員の方が建設的に審議していただく審議会と、もう1つは職員とか行政関係者だけが事務打ち合わせをしている審議会もあります。いわゆる充て職の打ち合わせ会もあります。これらの中から、私どもの方では外部委員が建設的に審議していただけるものをカウントし、基本的に充て職の方が事務打ち合わせをする会議

はカウントはしてないです。

もう一点が地域性です。県の審議会の中で一部の地域だけで組織されている審議会というのは、やはり人数にどうしてもバランスの偏りが出てきます。県全体の集計としてカウントするには適切ではないという部分がありますので、一部の地域だけで組織される審議会はカウントから外しております。それ以外に、活動が3年以上ない審議会についてもカウントから除外しているものがあります。それ以外につきましては、基本的に今回の審議会のカウント対象にして、算定をさせていただいております。

○桐木陽子会長 亀岡委員、今の御説明でよろしいでしょうか。

ほか、何か御意見ございますか。窪川委員いかがでしょうか、何か御質問などございましたら。壽委員、いかがでしょうか。

○壽卓三副会長 最初に堀田委員から発言があったことなんですが、女性の審議会のメンバーの数ですけど、延べだけではなくて、実数を出していただくようにした方がいいんじゃないかと思えます。要するに、そういった数が延べという数は確保されていても、全体的に数が、いろんな方に参加していただけるという形が増えているのかどうかわかりませんので、基本的には先ほどもあったように数が増えていくのが望ましいことだと思いますので、そういったものも併記していただければと思います。意識的にそれを伸ばして行くような形の政策を是非とっていただきたいと思えます。

○桐木陽子会長 いかがでしょうか。

○事務局 御指摘の点について、趣旨はおっしゃるとおりでございますが、集計等、各部局への依頼事項でもございますので、内部で検討させていただくということで、正式にできるかどうかについては検討させていただきたいと思えます。

○桐木陽子会長 壽委員よろしいでしょうか。それではまた次回の委員会の時に御説明があればと思います。

もう1回私からよろしいでしょうか。資料2の進捗状況でちょっと気になるところ、3点ばかり質問させていただきたいと思えます。まず、一番の男女の人権の尊重のところ、女性被害者相談センターの設置数というのが、平成32年に26交番を目標にされているにも関わらず、少しずつ減っているという状況、この理由がお分かりでしたら教えていただきたいと思います。それから2点目は、4番目の家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備で安心して子どもを育てられる環境整備、病児・病後児保育の設置数が9箇所依然進まないという背景、3点目は5番目の農林水産業における男女共同参画の促進で、農業委員における女性の登用も変わらない、農業指導士に占める女性の割合もちょっと減っている、漁村の女性起業化グループの県認定組織数も4組織と、これは変わらない、というこのあたり、一次産業のあたりの女性の参画の状況、この3点お分かりでしょうか。今日喜田委員が御欠席なので、状況が分からないかもしれませんが、把握されているところで教えていただけたらと思えます。

○事務局 まず、一番上の女性被害者相談センターの設置数でございますけれど、警察本部にお聞きしたところ、相談ということで、技術系の女性警察官の採用が増加する中

で、相談センターを担当する一般職が少数、女性警察官自体の採用は増えてるんですけども、相談センターを担当する一般職員が少ないということで、どうしても設置交番の確保が困難だった、人的要因のようなどころがあるという回答をいただいております。実際は、これが減ったことに対する代替措置としては、相談センターの充実とか、電話相談センターの充実とか、そういったことでカバーしているということでございました。それから、病児・病後児保育の設置数でございますけれども、9箇所ということで若干伸び悩んでいる状況ではございますが、どうしてもここは民間の施設との兼ね合いと、実施主体である市町の意向が大きく反映されるというところがあります。御存知のとおり、病児・病後児保育につきましては、多額の経費が掛かるということで、その経費とのバランスをみながら各市町で判断されるところもあり、現状では横ばい状態ではありますが、県の方では、引き続きこういった支援というのは、先ほどから申し上げている、女性の活躍促進という観点からしても、引き続き周知をしていく必要があるのではないかと考えております。

それから、農業指導士に占める女性の割合は実は高齢化の影響もございまして、65歳を定年としています。その65歳になった方が、今回3名と多かったと、新規登録の方も1名はいたのですが、差し引きマイナス2ということで、そのマイナス2を埋め合わせることができず、若干のダウンということになりましたけども、今後新規登録が増えてくれば、若干30%に近づくことができるということで、引き続き担当課も努力はしていくということでございます。それから、漁村女性起業化グループの県認定組織数につきましても、引き続き地道な周知啓発を行っていくということでございましたので、今後とも様々な機会を通して、女性の活躍推進についてお願いしたいと考えております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。それでは、いろいろ皆様方からの質問によりまして、こういった数値が、より実質的なものを表しているというものにこれから検討されていくかと思っておりますので、今日初めて資料を御覧になった委員の方々、また次回までにお目通しいただきまして、新たな御意見を次回の会議にいただきたいと思っております。

数字だけが歩くのではなくて、なぜその目標が設定されたのか、中身、多様な人材を登用できるような仕組みづくり、さらに推進していただければと思います。ありがとうございました。

さて続きまして議題の3、男女共同参画関連事業ヒアリング等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 そうしましたら、資料6をご覧ください。「平成26年度県の男女共同参画関連施策概要」について御説明させていただきます。まず、ここに第2次男女共同参画計画の体系表がありますが、この計画では、5つの主要課題と14の重点目標を設定しております。本年度は、右上に示しておりますとおり、関連施策の事項数と予算額は、全体では延べ179事項、予算総額は約113億5千5百万円でございます。

続きまして、3ページ以降に今年度にそれぞれの部局で取り組んでいる事業を取りまとめしておりますので、簡単に御説明させていただきます。3ページから5ページまでが、「主要課題1 男女の人権の尊重」に関するものでございます。この中では、一番上には、当課が実施しております「DV防止対策推進事業」がございまして、これにつきましては、今年3月、議員提案による家庭内暴力の防止等に関する条例の制定ですとか、今年度、県のDV防止基本計画を改定する予定とするなどの動きがありますので、これ

につきましては、後ほど、資料6-1で詳しく御説明させていただきます。

続きまして、7ページから8ページでございますけれど、これが「主要課題2 男女共同参画の視点に立った意識の改革」に関するものでございます。

続きまして、9ページから10ページ、ここが「主要課題3 意思決定の場への女性の参画拡大」についての事業でございます。この中では、9ページの上から3つ目、県がNPO法人に委託して昨年度から実施しております、県内事業所訪問による「ポジティブ・アクションの推進による人材活用促進事業」、上から5番目には、同じく県がNPO法人に委託して今年度から実施しております、女性労働者の能力開発や就業定着支援などを行う「なでしこ戦力強化支援事業」がでございます。

続きまして、11ページから16ページまでが、「主要課題4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備」に関する事業でございます。仕事と育児・介護の両立支援など対処するもので、保健福祉部と経済労働部の各課を中心に幅広く取り組んでおります。この中では、12ページの下から3つ目に、国の交付金を活用しました「地域少子化対策強化事業」は、これは喫緊の課題である少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての一貫した支援を行うものでございます。

それから、17から18ページが「主要課題5 労働の場における男女平等の確保」に関するものでございます。

最後に19ページには、「推進体制」というものがございます。

以上が26年度における関連施策の概要でございます。なお、女性活躍推進に関する当課の実施事業につきましては、少しとびまして、資料8に計画の体系図との関連性も示しまして、さらにこの裏面に事業内容の一覧表を添付しております。この事業内容の一覧表の中では、特に右から2つ目、今年度、愛媛県法人会連合会が内閣府の地域助成活躍加速化交付金の採択を受け、実施いたしますプロジェクトに県の方が全面的に協力し、また、えひめ女性財団、えひめ産業振興財団とも連携して、経営効果の向上する企業事例の検討ですとか、交流を実施することとしておりまして、地域全体での取り組みの加速が期待されております。私の方からは以上で、あと資料6-1について若干説明させていただきます。

○事務局 DV防止対策推進事業に関しまして、今年の3月に施行いたしました県の条例、それから今年度中に改定を予定しております県のDV防止基本計画について、若干の御説明をさせていただきます。資料6-1の裏面を御覧ください。「愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例」の制定について御説明いたします。まず、制定の概要でございます。この条例は家庭における配偶者、児童、高齢者、障害者に対する暴力と虐待の防止、それから被害者の保護、被害者とその保護者又は養護者の支援に関しまして、基本理念を定め、県、市町、県民、事業者、及び関係機関の責務を明らかにしますとともに、県の施策の基本となります事項を定めることにより、DVの防止と被害者の保護等に関する施策を総合的に推進し、それによりまして県民が安全に、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的に、今年の3月28日に施行されました。条例の主な内容は、資料にございますように第1条といたしまして、先ほど申し上げました条例の目的、第2条に基本理念といたしまして、DVの根絶が個人的な問題ではなく、社会全体で解決すべき問題であることや、県や市町等が相互に連携、協力して推進しなければならないこと、それから被害者の意思の尊重や、被害者の立場になった切れ目のない支援を基本とすること、それと保護等が再び安全に安

心して生活することができるようになるまで行われることということが規定されております。第3条から6条までに、県、市町、県民等関係機関の責務、第7条に県から市町への情報提供や助言等の支援、第8条に意見の聴取、第9条に意識向上を図るための啓発活動、第10条にDVの発生状況や相談、通報状況の公表、第11条に財政上の措置に関する努力義務などが規定されております。資料6-1のところに条例の全文を記載しておりますので、後で御確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定につきまして、御説明いたします。資料6-1の表を御覧ください。都道府県のDV基本計画の策定は、法律でございます「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の中で、都道府県は国の基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならない、とされておまして、本県では平成18年2月に策定し、21年2月の改定を経て、現在に至っております。計画の基本的な考え方は、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという共通認識の下に、この問題を夫婦間の個人的問題ではなく、世界全体の問題として捉え、解決に向けて取り組んでいくこととしております。この考えを基に、本県の実情を勘案して、四つの基本目標、一つ目として、暴力の根絶を目指す社会づくり、二つ目に保護体制の整備、三つ目に被害者の自立支援、四つ目に関係機関等の連携、これを設定しております。そして、この四つの基本目標に沿って、12の重点目標を掲げるとともに、その目標を達成するための取り組みを整備しております。この基本計画につきましては、今年1月の国の法律や基本方針の改正、先ほど申し上げましたように、県の条例の制定等の動きがございましたことから、今年度改定を予定しております。現在その作業を進めているところでございます。法律の改正などについては、皆様既に御承知かと思えますけれども、改めて簡単に御説明させていただきます。

まず、国関係でございますが、DV防止法の改正、それから国の基本方針の一部改正がございました。これは配偶者以外の交際相手への暴力への対処ですとか、被害者の保護の在り方が課題となっている状況がございましたことから、問題解決の為に、保護命令制度そのほかの施策の対象を拡大するという法改正が行われまして、今年の1月3日に施行されております。併せて国の基本方針も見直されて、法律と同日付で施行されております。主な変更点は、先ほど申しましたとおり、法の適用対象が拡大されまして、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力、及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とされております。県関係としましては、先ほど申し上げましたとおり条例が制定されております。県の基本計画の改定にあたりましては、DV防止に関する県の施策への提言等を行っていただいております、DV防止対策推進会議というものがございまして、その会議の場で改正案を御審議いただきました後、パブリックコメントを実施し、県民の御意見を伺いました後、改正の最終案について、推進会議の方で決定し、基本計画を改定する流れとなっております。改定を予定しております主な内容でございますが、DV防止法や国の基本方針の改正、県の条例の施行等に伴いまして、これらを踏まえたうえで、県の実情を勘案して所要の改正を行います。それから現在、DV防止基本計画の関係事業進行計画といたしまして、24年から26年度までの事業計画を策定しておりますが、これが今年度までとなっておりますので、次の3か年、27年から29年度の事業の進行計画を策定いたします。あと、そのほか、基本計画の中に記載しております数値に関して更新を行う予定としております。以上でございます。

ます。

○事務局 続きまして、資料7を御説明させていただきます。今年度につきましても男女共同参画関連事業のヒアリングを実施したいと考えております。この中から、今年度もヒアリング対象を1から2の事業に絞り込みまして、次回11月の会議の際に、担当部局から事業内容を説明させていただく形を考えております。その際、各事業の目的を逸脱しない範囲で質疑をしていただきまして、必要に応じて男女共同参画の観点についての配慮事項などを要請することといたします。

今回ヒアリング候補として、事務局として提案、これは強制ではなく、1つの案としてお聞きいただければと思いますが、一つ目が資料6の12ページの下から3つ目のところで御紹介させていただきました、少子化問題に対応する事業、地域少子化対策強化支援事業を一つテーマとしてやるのがいいのではないかと。それから2つ目、これが事業というよりは一つのテーマとして、国の成長戦略の柱ともなっております、女性の活躍推進、これを大きなテーマとしてその中から小さいテーマを選んで、それをヒアリング対象とするという方法で、具体的には、資料7の裏面にヒアリングテーマ、女性の活躍推進の対象内容の例として大きく三つ挙げさせていただいております。この3つに関連する事業が、この下に記載しております事業ということになります。1つ目が、男女が共に参画する家庭づくり、これは仕事と家庭の両立支援とか働き方の見直し、こういったことに関するものを一つのテーマ、そして2つ目が安心して子どもを育てられる環境の整備、子育て支援の事業が該当してくるかと思っております。それから、3つ目、多様な働き方への条件整備、一番下にありますが、主要課題の5に関連してくる、女性の起業等のチャレンジ支援的な内容、こういったものをテーマとしてこの中から選んでいただくことと考えております。私の方からは以上になります。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。只今事務局から今年度の男女共同参画関連施策の概要と、男女共同参画関連事業のヒアリング等について、説明がありました。このヒアリングは資料1に示してあります今年度11月に実施する計画となっております。事務局からは地域の少子化対策強化支援事業と女性活躍推進をテーマにした、3項目から数項目を選定するという案が示されました。これにつきまして、皆様方からの御質問、御意見を頂戴したいと思っております。新しい委員さんはヒアリングのイメージがちょっと掴みにくいかなとは思いますが、藪委員、いかがでしょうか。これまでのヒアリングも踏まえて、御意見をいただければと思います。

○藪真智子委員 私、商工会議所の方から参っておりますので、やはり働く女性に対して興味がございまして、今御提案いただいた、多様な働き方への条件整備ということで、企業支援講座開催事業は予算額廃止となっております、スタートアップ支援セミナー開催事業も、法人会さんに頑張らせていただくんですけど、まだまだ交付金未定ですので、資料の9ページ、新規国補事業の女性の能力開発（エンパワーメント）の支援というのと同時に、11ページにも同一な事業なんですけど、仕事と家庭の両立支援、また13ページの就業継続、再就職の支援、これ大事なことですけれども、なでしこ戦力強化支援事業、これが新規の国補事業となっております、これに対してヒアリングができればいいんじゃないかと思いつつ、資料を見ておりました。いかがでしょうか。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。今、藪委員は3つ挙げられました中の、3番目、多様な働き方への条件整備というところがよろしいのではないかと御意見を頂戴いたしました。村上委員、いかがでしょうか。お願いいたします。

○村上一郎委員 失礼します。県のPTA連合会の会長をしております、村上です。PTAという立場上、私としましては、昨年度の会議でもお話ししましたとおり、子育て支援という中で、学童保育とか、放課後子ども教室の拡充、また保育所、待機児童の話とかいろいろあると思うんですけども、最近では小1ギャップという言葉も聞かれたりしてこういう資料を見ていたら、いろんな施策として事業を行うと、例えば今回事務局から提案していただいております、新規の国交付金事業、地域少子化対策強化事業費、事業の概要とか見たら、切れ目ない支援ということで書いておりますけれども、いろんな独身者向けの婚活大学であるとか、そういう部分は当然重要だとは思いますが、直接的に保護者の負担とか条件に係るものってない以前から感じておまして、例えば保育所とか、そういう部分のハード面の整備でありますとか、直接的な母子家庭とかへの支援であるとか、そういう部分についての何か、チェックとまではいかないんですけども、そういう部分への説明を聞いてみたいという気は以前からしております。

それから、先日PTAの関係で東京に行きまして、文部科学大臣の話を聞いたんですけども、やっぱり国の方も小1ギャップとか、そういう部分もありまして、子どもを安心して預けられる環境の整備というのは文科省あたりも考えてるという話をしてるんですけども、町村の動きが鈍いんだとか、県の動きがとか、いろいろ言われまして、あなた方PTA連合会の会長も地域に戻ったら是非それぞれの行政に呼びかけて欲しいという話はあったんですけども、そういった部分も先ほど繋がるのかなと、ハード整備や直接的な支援という部分も聞いてみたいと、以前から思っております。ただ、何が一番大事なのかというのがなかなか、2つとか言われたら困ってしまいますので、いつも悩んでいるところなんですけど、皆さんからいろんな意見を聞かせていただいて、今年も2つか3つということなんでしょうけれども、いい形で選ぶことができたと思っておりますので、よろしく御検討いただけたらと思います。以上です。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。そうしますと村上委員は3つの中の2番目の、安心して子どもを育てられる環境整備に関連した事業ということで、御意見よろしいでしょうか。

長尾委員いかがでしょうか。

○長尾由希子委員 どの立場から意見を申し上げるのが適切なのか分かりかねていますが、県のお立場からは安倍政権で掲げているような女性の活躍推進というところを選定されるのは自然なことかなとは思いますが、これは、私の個人的な意見なのですが、先ほどお話がありました、中小企業での女性の活躍推進というところは、中小企業を取り巻く環境を含めてなかなか難しいところがあるかなと思いますので、その支援が必要ではないか、現状どうなのか聞いてみたいという気持ちと、あと母子家庭と、ひとり親世帯の支援で、13ページのひとり親家庭等の生活安定の確保というところの一番上の、母子福祉資金貸付金で、ひとり親家庭ではなかなか子どもに必要な教育を与えられないとか、養育上の課題、家事と仕事の両立等困難があるとよく聞きますので、貸付金なのでそうなるのかと思うんですが、割と額も多いので、母子福祉資金貸付金で貸付

によって具体的にどういうふうに住生活改善がなされているのか、貸付を受けた後にちゃんと返すことができているのかとか、そういったことを伺いたいような気もしますが、これは私が自分の感覚で引っ掛かったものということになってしまいますので、全体をまとめるような、こういう観点で選んだら、という御提案を差し上げることがまだ情報が整理できていない段階で恐縮ですが、現時点では直感的にそう思いました。

○桐木陽子会長 長尾委員の御意見は、子育て支援課が担当されていますから、事務局の御提案の2番の、安心して子どもを育てられる環境整備の中で含めてお話をいただけることができるかと思えます。今回は1つの事業ではなくて、そのテーマとしてヒアリングをしようという御提案内容が変わっておりますので、どんどん気になった事業を言っただけでも結構でございます。

山田委員、いかがでしょうか。これまでのヒアリング等も踏まえまして、今年度に対する御感想、御意見何かありましたら伺いたいと思えます。

○山田泉委員 ヒアリングの内容につきましては、国が進めております成長戦略の柱となっております女性の活躍推進と、その両輪となります両立支援対策ということでヒアリングをしていただくということ非常にありがたいと思っております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。亀岡委員、いかがでしょうか。

○亀岡マリ子委員 私も山田委員と同じ考えなのですが、今女性の活躍推進という大きな風が吹いておりますので、是非進めていただけたらと思えます。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。堀田委員、いかがですか。

○堀田真奈委員 私たちは女性の活躍という事業を受託している部分もあるので、そちらの御報告ということもあるんですが、個人的には2番の、安心して子どもを育てられる環境整備というところが、ばらばらとある感じがするので、ここをもう少し具体的には聞きたいなと思っております。以上です。

○桐木陽子会長 ということの皆様御意見は、事務局が御提案いただいたテーマ3つ全てに関わることを聞いてみたいという御意見が圧倒的なのですが、事務局いかがでしょうか。3つ全てを実施するというのは、ヒアリングとして難しいでしょうか。

○壽卓三副会長 その前によろしいでしょうか。女性の高学歴化ないしは、社会進出と出生率の問題は少なくとも負の相関関係にはなくて、むしろ増えていくんだという話がありますけど、あれはしかしながらヨーロッパに限定した話だという見方もあるんですね。アジアの場合は、特に日本の場合は、それはむしろ負の相関関係になると、それが女性の活用という話だと思うのですが、なぜヨーロッパではむしろプラスに機能するのに、アジアないし日本では負に働いてしまうのか、女性の高学歴化と社会進出が出生率の低下という形で、要するにアジアないし日本に限定しちゃうと、必ずしもヨーロッパで言われるような正の相関関係にはないと、いう言い方がされるわけですけど、そのところは、子育て支援みたいところが、もちろん私たちの社会の意識の問題、女性に対

する意識の問題というのも大きいんでしょうけども、意識の変革はそう簡単にはできない話で、そうすると女性が働ける環境整備という形から攻めていくのが現実的というか、それに付随する形で意識変革という形が、やりやすい戦略だと思います。意識変革というのは、なかなかどうすれば変革なんだということができないとすると、数値目標みたいな形で言うと、要するに女性が働きやすい環境整備という形で、先ほどの話でもありましたけれども、病児保育というのがなかなか増えていかないというところがあるわけで、ここを増やしていけばいいわけで、保育所なんかを増やしていけばいいと。すごく乱暴な意見を申し上げるとそういうことになっていくと思うのですが、そういった意味で産めよ増やせよと申し上げたいわけではないんですけども、産みたい人が産めるような環境整備というのをどう強化していくのか、そして、そういった事業に対してはどういうサポートを行政でやっていけばやりやすいのか、これはやっぱり民間の問題ではなく、行政がそこで何をサポートしていくのか、意識的に戦略を立ててやっていただきたいと思います。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。壽委員から、3番に特化した、そして2番が付随的に出てくるのではないかと御意見をいただきました。

ほかに、山本委員いかがでしょうか。お願いいたします。

○山本和子委員 今日初めてこの会議に出席させていただきました。話を聞いていて、私は病児保育、第一子を産みましたときに利用を始めました。25年以上前のことです。それが、学校に入りましては児童クラブ、それがあったからこそ今こうやって働くことができております。本当に子どもを産んで、手が離れる十数年間それを乗り越えなければ、女性は肩の荷が下りません。その十数年間をどう過ごすか、どう働くことができるか、どう環境を整えていただくか、そこをさせていただいたら、ますます女性が活躍できる世の中ができてくるんだろうなと思います。でも私はそういった先駆的ないろいろなサポートを受けてましたので、若い人たちにも、そういったサポートをしっかり受けてもらって、私のように管理職になってものが言えるような女性が増えてきたらいいなと思いました。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。それでは安田委員、いかがでしょうか。

○安田俊一委員 ヒアリングの目的がおそらく各部局の男女共同参画の意識の更なる高揚を図るということになっているので、だったら意識が弱いと思われるところを選んでやったらよろしいかと思えます。これが事業の効果を図るとか、本当にうまくできているのかということ測るのでしたら、数値が出てるのでそこでうまくいってないところは、じゃあどうしてうまくいっていないのかということでヒアリングになるので、目的によるかなというのが正直な感想です。ここで一応課題3つ挙げられているということは、このあたりについては各部局の意識の更なる高揚を図らなければならないという、問題意識が恐らくおありなのかと思えますので、そのあたりのところ、ここは特にやった方がいいんじゃないかということであれば、その事業を選定されてはどうか。一応ヒアリングの目的から言ったらもっと高揚を図るということのようなので、一番高揚を図らなくてはならないところで、皆さんが合意されたら一番よろしいのではないかと考えております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。なかなか意識が弱いというのを私たち外部の人間が計るのは難しいのですが、昨年あたりからは今の現状の課題に即して出てきた新規事業、そういったものがどういった進捗状況であるのか、どういう方針で進められようとしているのか、そういうことも視野に入れてヒアリングをいたしました。愛媛県にとりましては、高齢化、高齢化に伴う介護、そして介護で離職者が増えている状況、そういうものをどういうふうに防止していくのか、また支援していくのかという観点からお話を聞いたりしましたので、必ずしも意識が低いということでもないということでございます。

藤田委員、いかがでしょうか。何か御意見があれば。

○藤田由美委員 藤田と申します。今年から参加させていただいて、いろいろなお話を聞かせていただいて、このヒアリングテーマに関しましては、私は土木の方から来ているものですから、とにかくえひめ子育て応援の企業として、いろいろ就業規則に入れたりとか、そういう活動もしています。やっぱり女性が働きやすいようにもっていく、というのは男性も家庭の中で協力できるように就業規則に入れたりとか、行政の方からもいろいろありまして、しています。だから、女性がもっと働けるようにするためには、いろいろと環境も変えていく、いろんな問題があるんですが、一つ一つ解決していけるようにできたらいいなと思っております。以上です。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。男性への働きかけも重要であるというところですね。

窪川委員、いかがでしょうか。何か御意見をいただければと思います。

○窪川昌平委員 NHKの窪川ですが、今日初めて私この会議に参加しまして、まだ全然把握できていないものですから勉強させていただきたいと思っていますんですけども、私の職場というか、個人的な意見、感想だけで申し上げますと、メディアの世界というのはちょっと特殊かと思うんですね。24時間、深夜でも早朝でも出て行かなければならないと。少なくとも私が二十何年間やってきた現場というのはそういう、いわゆる記者とか報道の現場でして、こういう現場で最近女性記者が非常に増えてきているんですけども、彼女たちが30歳前後まで、大学を卒業して7、8年記者をやった後、特殊なケースを申し上げて恐縮なんですけれども、果たして子育てをし終わって、いわゆる24時間現場に戻れるかどうかという、そこで子育てを誰が見るのか、子どもを誰が見るのか、転勤が多い職場でもありますし、非常にこの課題がここ10年前後NHKでも大きな課題となっております。ディレクターもそうですし、アナウンサーもそうだと思うんですけども。たまたま私が5、6年前でしょうか、東京で女性職員へのアンケートを私が取りまとめたんですけども、その時やはりここに出ている職場での環境、安心して子どもを育てられる環境整備を求める声が多かったと記憶しています。例えば、NHKの中に保育所を設けたらどうかとか、いろいろな意見が出てくるんですけども、なかなか女性の中にもいろんな意見が多様であって、必ずしも女性が一つにまとまらないという、なかなか難しい側面がありました。ただ、うちの職員が安心して子どもを育てられると、女性職員が子どもを産んできちっとまた戻ってきてという環境を整備して欲しいという声は間違いなく多くありまして、今うちのメディアの現場というのは、まさに

そこを一番考えているうちの1つだということで、先日、うちの会長が、女性の登用、女性の雇用環境というものを言いまして、まさに今、非常に大きな課題となっているということだけ御紹介させていただきます。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。悩ましい問題ですけれども、壽委員のお話にありました、ヨーロッパ諸国では働き始めてから子育てをするのではなく、大学のキャンパス内で結婚や子育てなどを支援するような動きなど、ライフデザインそのものに対してもっと多様になっているという先進事例も届いてきます。壽委員がおっしゃったように、がらりと意識を変えてしまうということは難しいでしょうけれども、それぞれの企業で、そしてそれぞれの産業分野で、そしてまた行政で役割を分担しながらサポートし、このシステムを進めて行くためにはどうすればいいのかということを実際に考えていきたいと思えます。そうでなければ新聞記事のトップにも人材不足ということがリアルに届いてきましたので、本腰を入れて真剣に議論していかなければ、女性の活躍推進が計れないところは、地方行政にしる、組織にしる、成り立たないんだという意識で是非真剣に取り組んでいきたいと思えます。

ということで、窪川委員からも、多様な働き方への条件整備、またそういう方々をどうサポートするか、2番3番あたりかなという御意見をいただきました。でも1番も御意見をいただいたのですが、このあたり事務局いかがでしょうか。

○事務局 このヒアリングの小テーマとして 3つ提案させていただいたのは、昨年度ですと、この事業についてのヒアリングということでかなり限定的になっていたということで、今回も事業内容を見ていて、委員の皆さんが興味を持たれる分野というのは、それぞれあると思うんですけれども、例えば、事務局提案で事業として地域少子化対策強化支援事業、これはたぶん皆さんかなり興味を持たれるだろうということで、事業として提案させていただいて、あとは事業として提案させていただくのはなかなか難しいところもあるということで、テーマ出しを3点とさせていただいたところです。これにつきましては、関係部局への要請等ございますので、ある程度内容的には絞っていきたくないと考えてはいるんですが、例えば1、2、3という部局が経済、保健というイメージを持って考えております。皆さんの意見をお伺いするところでは、2番というのは圧倒的に多いかなと。ここにつきましては、地域少子化対策強化支援事業自体の話と、安心して子どもを育てられる環境整備ということで、担当課が子育て支援課になると思えますので、併せてお話をすることは可能かと考えております。それ以外につきましては、委員の皆様がテーマとしてお聞きになりたいというところがあればということになるんですけれども、この全てを網羅するとなると時間的なこともあるので、一応保健福祉部、子育て支援課の方と、1番と3番は経済労働部の所管になるんですけれども、テーマとしてさせていただくということで、事業の中身という形でなければ時間的には対応できるかなと、要するに全てここに記載しているものについては、テーマとしては対応できるかなと考えておりますが、いかがでしょうか。事業の中身を詳しくという形がたぶん難しいと、ただテーマとしてはたぶんいけると思えます。

○桐木陽子会長 たぶんこの事業の中身を見てしまったので、委員の皆さんが。関心を持たれた事業も確かにありになると思うんですね。そうしましたら折衷案で、もしどうしても個別の事業でヒアリングしたいという方は次回の審議会までに、事前に質問内

容を出していただいて回答の用意、そこだけしていただくということ、もしそれがなければざっくりとテーマを包括的に担当部署にお話をいただくということによろしいでしょうか。

○事務局 そうですね。実はこの事業で出ておりますえひめ子育て応援企業等につきましては、事業自体は昨年度、一昨年度もヒアリングをした経緯もありますので、たぶん担当部局の方も同じ事業の説明をオウム返しというのは、なかなか難しいかと思えますけれども、今会長がおっしゃられたような形であれば部局の方も対応可能かと考えております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。一番多かったのは、やはり女性が就業継続をするということ、そして復職支援をどのように強化するかということ、それを取り巻く個々の事業も出てきましたけれども、それは全て収斂できたかなと思いますので、あとは担当部署と調整していただいて、ヒアリングを計画させていただいてよろしいでしょうか。皆様の貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

5 意見交換

○桐木陽子会長 それでは、ここでフリートキングというのを毎回やっております、皆様方から毎回男女共同参画に関する現状認識、関心分野、県への施策提言など様々な話題提供をいただいております。今回はせっかくですので、新任の委員の方を中心にお願いしたいと存じます。では、安田委員からお願いいたします。

○安田俊一委員 今年たまたま休講になったのですが、ここ10年近くは、起業、いわゆるベンチャービジネスを実際に学生に計画をしてもらってできるかどうかやってみるということをやっております。その中で経験と、大学で一般的にということでお話をさせていただきます。

起業ということに関しましては、これは経済原則ですので正直なところ、女性だろうが男性だろうがお構いなしということで、発想としてうまくいくかということが1つ。これが大前提として、ただしここ数年見てる感じでは、堀田委員もそうかなと思いますけれども、結局、女性の方で起業される方が多いと思います。これは数字を見たわけではないので、数字で見るとまたたぶん違うと思うのですが、私の知り合いの中でも3人います。だいたい前職があつて、その後、起業するというパターンが多い、専門職に関しては特に。労働力が減っていくので、生産性を上げるか、人数を増やすしかありませんが、もし女性を経済のところに引き寄せたいという戦略、人数を増やして生産性も上げるという点で考えるということであれば、恐らく起業しやすさという点では逆に言うと、女性かなという気もしています。これを言うと問題になりかねないような微妙なところもありますが、本職を持たれていて、それで子育てが一段落したからであるとか、あるいは子育てそのものを起業化されたなど、そういうところで自分の要請から事業化していくという点では、発想としてはありなのかなと思います。起業といっても昔みたいにITで濡れ手に粟のボロ儲けしたい起業というのは今ありませんので、むしろ課題を直接自分が解決できるというところをいかに収益化するかという点の支援がどうなっているのかというところを一度調べてみないといけないのですが、まだできていません。

後半、大学一般的にどうなのかということですが、大学は元々女性に開かれていると言われますけれども、教員は、人数的にもそんなに多くない。分野にもよるんでしょうけど。ただし、学生については元気があってベンチャーでもやってみようかというのは、女子学生の方が多く、これは圧倒的です。男子学生は、むしろ卒業して就職して、転勤もなしでずっと家に居られたらいいというのが基本的な考え方です。逆に言うと、そういう元気な女子学生が就業するときに、今までのように会社にずっといて、定年まで勤め上げてキャリアを積んでというところばかりを押し付けると、恐らく就職しにくいのかなという気はしていますので、意識の問題でもあるんですが、例えば起業した方が有利になるという制度など、インセンティブを与えてやると女性の起業家がかなり出てくるのかなというのが、直感的な考えです。以上で終わらせていただきます。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。次の方に行く前に、堀田委員いかがですか。女性が起業する場合に、愛媛県というのはしづらい面、あるいは支援が足りない面がまだまだあるのかどうか、いかがでしょうか。

○堀田真奈委員 以前、松山市の方と意見交換をしたときに、起業のサポートをする体制、いろんな相談場所というのはいくつかあるんですけども、先ほど安田委員がおっしゃったように、経験を活かして利益をあげる仕組みは女性は割と多いんですけども、それに対して助言をする人がいない。それこそ事業計画を作るとか、そういったこととか金融面の資金繰りというところをサポートする方はいらっしゃるんですが、経験値に寄り添って助言ができる方というのは皆無かなと感じますので、女性が起業するというのは割と経験を活かすという部分が非常に多いので、そのサポートができる方というのはいないので、サポート体制のところ強化しないといけないところがあるかなと感じております。

○桐木陽子会長 経営を継続するということのサポートですか。

○堀田真奈委員 そうですね。こうしなければならぬという指導的なものも大事なんですけども、手法的なことになるかもしれませんが、引き出すという対応ができる専門性のある方というのは少ないかなと感じます。

○桐木陽子会長 わかりました。ありがとうございます。
続きまして、山本委員、いかがでしょうか。

○山本和子委員 今日、とても関心のあるお話をたくさん聞かせていただきありがとうございます。私は実は4年前まで県立図書館の子ども読書室の方に配属されておりました。そこでNHKの方々や愛媛新聞社の方々、県庁、市役所の方々のイクメンと呼ばれる男性方が昼休みに絵本を借りに来られているのを見て、時代は変わったなと思っておりましたが、学校現場に3年前に戻りまして、その最初に一番思ったことは、私はずっと仕事を続けておりましたので、保護者が安心して仕事に出られるようにという想いを思っておりました。教頭として行ったところに、放課後子ども教室を是非という声が上がって、ちょっとお手伝いをしました。今の学校に去年校長になって来ましたときも、そういった声が上がって、同じように放課後子ども教室を立ち上げることができました。

保護者や地域の方々はそれを本当に喜んでくださいました。管理職としてというよりは、一人の女性として思うことは、私は結婚するときに一生働いてくださいと言われて結婚しました。ですから、こうして働くことができたと思うのですが、果たしてそう言ってくれるパートナーがどのくらいいるのかなと思います。家庭は一人ではできないし、家族が助け合っていかなければならないので、助け合っていく家庭をたくさん作り、女性は子育てって楽しいんだよと、前向きな明るい話題が提供できる女性に、と思って今働いておりますが、なかなかそうもいきません。これからも努力を続けたいと思います。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。男子学生の教育は愛媛大学さん、松山大学さん、聖カタリナ大学さんでしっかりされていらっしゃると思いますので、期待をしたいと思います。高等教育ではなくて、今は小学校からそういった取り組みも進んで参りましたが、教育が与える影響というのは多いと思いますので、また推進をサポートしていきたいと思います。それと同時に、社会が子育てをするという意識も同時に必要だということですね。

それでは、壽委員、御意見いただけますでしょうか。

○壽卓三副会長 愛媛大学で女性未来育成センターというのがありまして、そこで関わっております。全国的な動きを申しますと、文科省のプロジェクトがあつて今応募しているんですけども、文科省もいろんな大学単独でやるのではなくて、大学の連携ということ強く言われていました。四国の各県に1つ大学があるという状況がいつまで続くかわからない、要するに20年先の子育ての話もしましたけども、20年後の愛媛の市町は大丈夫なのかというのがありますよね。松山でさえも危ないという話があるわけですが、そういった意味では大学も連携しなければならないという話で、コンソーシアム型のプロジェクトという形で、徳島大学が中心となって応募しておりますが、その際に文科省の軸は何かというと、管理職を増やすということと、任期付ではない女性スタッフをどれだけ増やしていくことが重点課題となっております。先ほどNHKさんからも話がありましたけれども、皆さん飛行機に乗られるときにJALにしるANAにしる、こういった発言が適切かわかりませんが、割と年齢の高いキャビンアテンダントの方が今は増えてらっしゃる、たぶんもう一回帰ってこられた方も含めてだと思っておりますが、そういったことが今、社会の課題になっていますが、大学なんかも多いと思っておりますが、キャリアの継続と同時に病院などにおいてはもう一回子育てが終わってお医者さんとして職に就くという復職支援が重大な課題となっております。

しかしながら、愛媛大学に関して言いますと、女性の教員が全学で15%、理工農で言いますと5.6%しかいないという状況です。そういった状況で、大学生にとって男子学生にとっても女子学生にとっても、ちゃんとしたモデルを大学側は提供できていないという状況です。それがモデルの提示として大学の役目を果たしていないという、例えば女子学生にとってこれだけ女子学生たちも大学に行っている状況の中で、実際の定職に就いて、キャリアを形成しているのはこのパーセントしかいないのか、こんなところに行ってもしょうがないとある種見切られているという側面もあろうかと思っております。それが意識改革といっても、数値的にそういった惨憺たるモデルしか示せないとなると、そこで頑張りなさいといっても実効性のない話になってしまうということがありますので、女性にとっても結婚しても、それからお子さんに関しても一子というのは最近研究者も増えているんですけども、二子目がなかなかないという状況で、そういった状況をどう

改善していくのかというのが大学の重大な使命となっていて、それを達成するために四苦八苦しているというのが現状です。以上です。

○桐木陽子会長 大変貴重な情報提供をいただきまして、ありがとうございました。

ほか、関連した情報提供でも、御意見でもおありになりましたらお寄せいただきたいと思いますが、亀岡委員いかがでしょうか。

○亀岡マリ子委員 私は県の男女共同参画センターを退職後、今、男女共同参画に対してはフリーの立場にいるんですけども、いろんなところでいろんな方とお話するとき、企業さんであったり、一般の方であったりするんですけど、今のような女性が働きやすいような環境整備ということで、いろんな要望はあるんです。こうあったらいいのに、こうしてくれたらいいのに、いろいろ出るんですが、よく考えるとけっこういろんな制度は充実してきていると思うんです。でも、本当にそれがみんなに周知徹底されて活用されているのだろうか、例えば育児休業だって男性も女性も取れるんですけど、でも実際にとっているのは女性がほとんどで、男性の取得率はなかなか上がらないとか、それは本人の意識のせいもあるでしょうし、雇用者側の企業の要因もあるのかわからないんですけども、せつかくいろんな要望を聞いてもらって、制度が充実してきていても、それがなかなか活用されない、それが非常にもどかしく感じます。先ほども条例とかいろんな話もありましたけども、義務、努力義務の違いですよ。義務になると皆しなければいけないけども、努力義務、努めなければならぬ、の間は努めなくても別に構わないということところがあるのかなど。そこがいろんなものが進まない、もどかしいところかなと感じております。

○桐木陽子会長 ここにいる全員がもどかしさを感じながら、やはり前向きにチャレンジしていきたいと思います。

○壽卓三副会長 今の話で思い出しましたけども、愛媛大学は去年で男性の育児休暇がやっと3人ですが、愛媛県の育児休暇は何人くらいあがっているのでしょうか。

○事務局 昨年度、一昨年度で出ていた数字は、2人から3人ですが、直近の人数は把握できておりません。率は表に出ているとおりです。

○桐木陽子会長 ありがとうございました。国全体の調査、あるいは地方レベルでの調査でも確実に若い男性たちも子育てに関与したい、育児休業もできれば取得したいという割合は確実に増えていますので、それを受け入れる土壌をどれだけこれから作ることができるか、課題であると思います。一足飛びにはなかなか進みませんが、先ほど壽委員発言にもありました連携というのはどこにおいても大事だと思います。先ほどヒアリングのテーマで経済労働部と保健福祉部、子育て支援課などからお話をいただくということになりましたが、男女共同参画分野はあらゆる部署の連携で推進していかざるを得ない、そういったことを是非これからは念頭に置きながら、私たち自身の責任もあるかと思えます、税金を使わせていただいてこの審議会がありますので、それが男女共同参画の意識と、それぞれの分野にお帰りになったときの更なる広報に是非御関与いただきまして、この1年を過ごして参りたいと思います。実質的な男女共同参画の推進という

ものを一步でも二歩でも進めていきたいと思ひます。今日は皆様方から多様な御意見をいただきました。これを是非次回の審議会に活かしたいと思ひます。

それから病児保育のことですが、病児保育を受け入れている保育所で一度ヒアリング調査をしたことがあるんですが、感染症をどう取り扱うかということでも非常に大議論になると。結局教育において非常に保護者からの指摘が多くて、失敗が許されない、そういうリスクを冒したくないという民間も増えていると、病児保育を置いている保育所間でも非常に大議論があるとお聞きしたことがあります。増えない背景は何が問題なのかということ併せて私たちが考えていきたいと思ひます。

ではお礼を申し上げて、事務局にバトンタッチしたいと思ひます。

○事務局 そうしましたら閉会の前に、先ほど御紹介しました 25 年度版の年次報告書、えひめの男女共同参画を、冊子は余部がないのですがコピーさせていただきましたので、今からお配りさせていただきます。62 ページをお開きいただけたらと思ひます。62 ページが先ほど私が御説明しましたところですが、先ほど私が御紹介した実数というのが、一番右の合計のところですが、実はとらえ方がいくつかありまして、合計した場合の捉え方と、先ほどの集計で出た 24.7%というのは地方自治法第 202 条の 3 により設置というところの合計です。何が違うのかと言ひますと、一番左の地方自治法第 180 条の 5 というのは議会での承認とか、行政側の意図で女性委員の数を多くすることが難しい分野で、県の方でも、議会承認の委員もおりますけども、これは対象外にしています。そういったところは集計としてはなかなか難しいところがありますので、先ほど私は表の一番右で御紹介したのですが、通常、市町は、62 ページの右側の第 202 条の 3 の設置のところを使っています。ここになりますと、若干先ほど御紹介しました率と変わってきました、松山市が 32.6%とトップになってきますので、そこを含んで見ていただいたらと思ひます。以上、補足でございます。

6 閉 会

○司会 それでは以上をもちまして、愛媛県男女共同参画会議を終了いたします。本日は、熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。